

問題 1

【出題意図】

動産物権変動の主要な 2 つの規定である、178 条と 192 条を取り上げ、両者を正確に理解しているか、またその異同を正確に理解しているかを問うものである。

【採点講評】

178 条と 192 条の関係を問う基本的な問題である。答案の中には考え過ぎてしまったものも見られたが、動産物権変動に関する公示の原則と公信の原則のそれぞれについての意義・内容を説明し、かつ双方の関係を答えればそれで十分である

問題 2

【出題意図】

賃借権の無断譲渡に基づく明け渡し請求についての理解を問う問題である。本問では、B は A から土地甲を借地し、さらに土地甲上の建物乙を C に譲渡している。この譲渡に伴って、土地甲の借地権も、B から C に譲渡された。しかし、この譲渡に対して賃貸人である A は承諾を与えていない。よって、B の C に対する借地権の譲渡は、無断譲渡にあたり、民法 612 条に基づいて、B との賃貸借契約を解除することができる。さらに、B との契約の解除の有無にかかわらず、A から見れば、C は単なる不法占拠者にすぎないため、A は、土地所有権に基づいて、C に対して建物乙の収去、土地甲の明け渡しを求めることができる。

しかし、本問における借地権の譲渡は、飲食店の承継に伴う名義変更のようなものであり、特段、A にとって不利益を伴うようなものでもない。また、C も従前どおり賃料を支払う予定であるので、このような事情がある場合には、判例によれば、A B 間の賃貸借契約における信頼関係が破壊されたとは言えない特段の事情があるとして、明け渡しが認められない可能性もある。

結論はどちらでもよい。

【採点講評】

ほとんどの答案が、設問のケースは、無断譲渡に当たり、612 条に基づいて解除ができるという点については、適切に解答ができていた。

さらに、信頼関係破壊の法理についても、ほとんどの答案が言及し、さらに、事案への当てはめについても、おおむね問題文の事実を適切に評価できている答案が多かった。

ただ、信頼関係破壊の法理については、判例は、信頼関係が破壊されていない特段の事情がある場合には、解除が制限されると解しているのに対して、解除には信頼関係が破壊されている必要があると解答している答案が複数見受けられた。判例法理を引用する場合には、判例の立場を正確に理解することが求められる。

### 問題 3

#### 【出題意図】

相続人による単純承認と限定承認それぞれの手続と効果について正しく理解し説明できるかを問う問題である。

#### 【採点講評】

民法 915 条の趣旨及び単純承認と限定承認の要件、効果について、概ね説明ができていた。しかし、さらに、単純承認の場合に相続人が無限に被相続人の権利義務を承継するとはどのようなことか、限定承認の場合における 922 条との相違について、的確に言及できているかどうかで評価に差がついた。また、個別の論点として 921 条の法定単純承認の要件、923 条の共同相続人による限定承認の手続に関しても、理解が曖昧な答案が見られた。896 条の包括承継原則に対して法定相続人の意思決定の自由をどのように確保するかという法定相続制度の根幹的問題に繋がるので、正確に理解し説明できることが求められる。

### 問題 4

#### 【出題意図】

手形法 17 条但書の趣旨を問うものである。

#### 【採点講評】

手形法 17 条の趣旨は、理解されていた。もっとも、「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」の意味内容については争いがあるところであるから、単に「悪意」という用語を指摘するのみではなく、より具体的に論じて欲しかった。

### 問題 5

#### 【出題意図】

判例は、一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴が提起された場合は、訴訟物となるのは右債権の一部の存否のみであって、全部の存否ではなく、従って右一部の請求についての確定判決の既判力は残部の請求に及ばない（最判昭和 37 年 8 月 10 日民集 16 卷 8 号 1720 頁）としつつも、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない（最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 卷 4 号 1147 頁）とする。これを正確に理解していることを前提として、各自の見解を問うものである。

#### 【採点講評】

判例に言及する際には、前訴がいわゆる明示的一部請求であったか否か、また、明示的一部請求であってもその請求が認容されたか否かによって二段階の場合分けをして説明してほしかったが、場合分けの不十分な答案が散見された。もとより自説を論ずるにあたっては判例の見解に盲目的に従う必要はないが、まずは判例の見解を正確に理解するように心がけてほしい。